3 (a) 一方の締約国は、第二・十八条（物品の貿易―特定の農産品に関する特別セーフガード措置）の規定に従い、次の場合にのみ、特別セーフガード措置をとることができる。

(i) 表の4欄に「ＰＳ＊」を掲げた品目に分類される原産品については、輸入数量の合計が各年につき次に掲げる水準を超えた場合

(A) 一年目については、十三万トン
(B) 二年目については、十三万千七百トン
(C) 三年目については、十三万三千三百トン
(D) 四年目については、十三万五千トン
(E) 五年目については、十三万六千七百トン
(F) 六年目については、十三万八千三百トン
(G) 七年目については、十四万トン
(H) 八年目については、十四万千七百トン
(I) 九年目については、十四万三千三百トン
(J) 十年目については、十四万五千トン

(ii) 表の4欄に「ＰＳ＊＊」を掲げた品目に分類される原産品については、輸入数量の合計が各年につき次に掲げる水準を超えた場合

(A) 一年目については、十九万五千トン
(B) 二年目については、十九万六千七百トン
(C) 三年目については、十九万八千三百トン
(D) 四年目については、二十万トン
(E) 五年目については、二十万千七百トン
(F) 六年目については、二十万三千三百トン
(G) 七年目については、二十万五千トン
(H) 八年目については、二十万六千七百トン
(I) 九年目については、二十万八千三百トン
(J) 十年目については、二十一万トン

(b) 表の4欄に「ＰＳ＊」又は「ＰＳ＊＊」を掲げた品目に分類される原産品の輸入数量の合計がそれぞれの発動水準（3(a)(i)及び(ii)に規定する水準をいう。以下この附属書において同じ。）を超えた場合には、特別セーフガード措置をとる締約国は、輸入数量の合計が発動水準を超えた月の翌々月の初日に、第二・十八条（物品の貿易―特定の農産品に関する特別セーフガード措置）2の規定に従い関係する関税率を引き上げることができる。

(c) 特別セーフガード措置をとる締約国は、表の4欄に「ＰＳ＊」又は「ＰＳ＊＊」を掲げた品目に分類される原産品の輸入数量について、発動水準を超えた時と当該特別セーフガード措置を実際にとった時との間の輸入数量又は輸入数量が二月一日から三月三十一日までの間に発動水準を超えた場合にはその年の三月三十一日までに発動水準を超えた分の輸入数量を、翌年の発動水準の算定に当たり当該翌年の四月の輸入数量の合計に含めることができる。

(d) (a)の規定の適用上、特別セーフガード措置がとられる前に締結された契約に基づいて輸送の途中にある原産品は、当該特別セーフガード措置の適用を免除される。この場合において、当該原産品の輸入数量の合計を翌年の発動水準の算定に当たり当該翌年の四月の輸入数量の合計に含めることができる。

(e) 第二・十八条（物品の貿易―特定の農産品に関する特別セーフガード措置）5の規定に従って行う見直しに関し、両締約国は、この協定の効力発生から十年目の年に、十年目の年の後に適用する発動水準について交渉する。両締約国間の合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、十年目の年の発動水準を適用する。

(f) 第二・十八条（物品の貿易―特定の農産品に関する特別セーフガード措置）の規定の適用上、一年目が十二箇月未満の場合には、(a)に規定する一年目の輸入数量の合計は、一年目の残余の完全な月数に比例する数量に減ずる。この(f)の規定の適用上、この節の関連する規定に特定する単位が適用されることを条件として、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五は、一・〇とする。）。

(g) 表の4欄に「ＰＳ＊」又は「ＰＳ＊＊」を掲げた品目に分類される原産品については、関税暫定措置法第七条の五に規定する牛肉に係る関税の緊急措置を適用しない。

4 第一編1の規定は、統一システムの第〇二〇三・一一号、第〇二〇三・一二号、第〇二〇三・一九号、第〇二〇三・二一号、第〇二〇三・二二号、第〇二〇三・二九号、第〇七〇三・一〇号、第一六〇二・四一号、第一六〇二・四二号、第一六〇二・四九号、第七四〇三・一一号、第七四〇三・一二号、第七四〇三・一三号、第七四〇三・一九号、第七八〇一・一〇号、第七九〇一・一一号及び第七九〇一・一二号に分類される原産品について課される関税であって、2(35)又は次節（日本国の表）の表の3欄に定める特定の額と課税価格との差額を用いて算定されるものについては、適用しない。

5 関税割当ての実施に当たっては、一年目が十二箇月未満の場合には、この節に規定する一年目の合計割当数量は、一年目の残余の完全な月数に比例する数量に減ずる。この5の規定の適用上、この節の関連する規定に特定する単位が適用されることを条件として、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五は、一・〇とする。）。

6 表の4欄に「Ｑ」又は「ＱＳ」を掲げた品目に分類される原産品の関税割当ての実施に当たっては、手続規則において詳細な規則を定めるものとする。

## 第二節　日本国の表

| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---|---|---|---|---|
| 関税率表番号 | 品名 | 基準税率 | 区分 | 注釈 |
| 第一類 | 動物（生きているものに限る。） | | | |
| 〇一・〇一 | 馬、ろ馬、ら馬及びヒニー（生きているものに限る。） | | | |
| | 馬 | | | |
| 〇一〇一・二一 | 純粋種の繁殖用のもの | | | |
| | サラブレッド種、サラブレッド系種、アラブ種、アングロアラブ種又はアラブ系種の馬（以下この項において「軽種馬」という。）以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの | | | |
| | その他のもの | | | |
| 〇一〇一・二九 | 軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。） | | | |
| | その他のもの | | | |
| | 軽種馬以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの | | | |
| | その他のもの | | | |
| 〇一〇一・三〇 | 軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。） | | | |
| | その他のもの | | | |
| 〇一〇一・九〇 | ろ馬 | | | |
| | その他のもの | | | |

A A X A　A　Q A　A　(34)